

町の人口 (4月1日現在) (先月 1 日比)

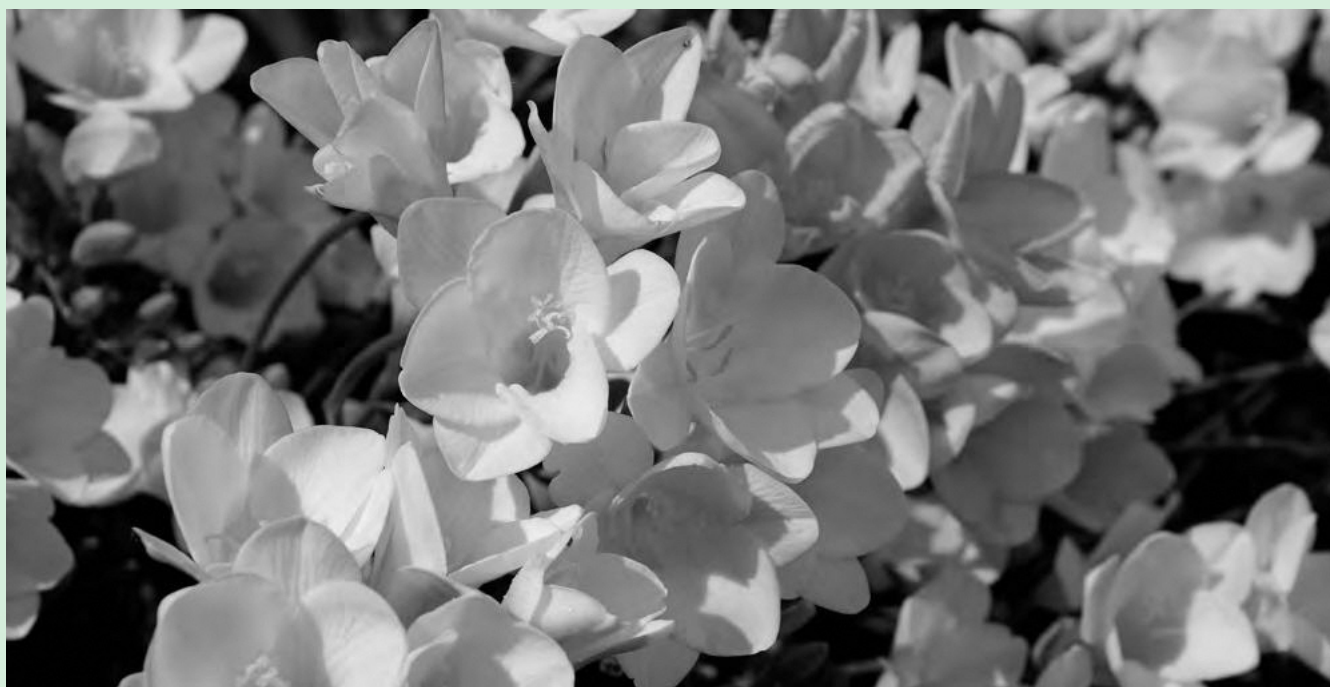
人 口	7,522人	減	14人
男	3,750人	減	3人
女	3,772人	減	11人
世帯数	4,361世帯	減	7世帯

3月中の異動 転入・出生 18人 (うち転入15人、出生3人)
転出・死亡 31人 (うち転出21人、死亡10人)

各地域の人口・世帯数 (3月1日現在) ※外国人含む

	世帯数	男	女	人口計
三 根	2,083	1,826	1,783	3,609
大賀郷	1,428	1,223	1,247	2,470
檜 立	284	238	243	481
中之郷	369	315	351	666
末 吉	197	148	148	296

第 52 回八丈島フリースタイルまつり開催中



目 次

- 02-06 ▶ 平成 30 年度施政方針／工業統計調査を実施します
- 07 ▶ 平成 30 年度八丈町事業費一覧表
- 08-09 ▶ 檜立自治会 対話集会／春の交通安全運動
- 10 ▶ 税のお知らせ
- 11 ▶ 町税の滞納処分を強化しています／地域振興に係る補助事業 (第 1 回) の募集 ほか
- 12 ▶ 介護保険のお知らせ
- 13 ▶ 国民年金
- 14 ▶ 国保だより／後期高齢者医療保険からのお知らせ
- 15 ▶ (続き) 後期高齢者医療保険からのお知らせ／町立八丈病院運営協議会議事要旨
- 16 ▶ 4月のし尿・雑排水などの収集運搬業務の休業日のお知らせ ほか

- 17 ▶ 環境だより／水道だより
- 18 ▶ 子どもの定期予防接種のお知らせ／母子保健
- 19 ▶ 子ども家庭支援センターからのお知らせ ほか
- 20 ▶ 東京都 都営交通無料乗車券のご案内と更新のお知らせ ほか
- 21 ▶ 犬の登録・狂犬病予防注射のお知らせ
- 22 ▶ 教育委員会だより／島外生徒受入ホストファミリー募集
- 23 ▶ 図書館からのお知らせ／第二東京弁護士会による無料法律相談
- 24 ▶ 4月東京法務局 特設登記所開設／「表示登記の日」無料相談 ほか
- 25 ▶ 観光 おじゃれ11万人／エダジャク類 (森林害虫) 駆除のため、農薬散布を行います ほか
- 26 ▶ がじゅまる広場・とびっこクラブ／八丈町英会話教室 生徒募集！！
- 27 ▶ 町立八丈病院職員募集／町立八丈病院臨時診療日その他、専門外来診療 ほか



平成30年度施政方針

八丈町長 山下 奉也

平成30年3月1日（木）

第一回八丈町議会定例会

平成30年第一回八丈町議会定例会の開催にあたり、私の町政に関する所信の一端と施策の概要を申し上げ、議員各位ならびに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

【はじめに】

八丈町総合戦略「八丈町人口ビジョン、八丈町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定より2年が経過しました。

各施策の進捗を図るとともに、地域特性や可能性を生かした地方創生の取り組みに重点を置き、課題解決とさらなる成長のため、東京都との連携をこれまで以上に強いものにし、「未来へ躍進」する町づくりのため、全力を注いでまいります。

工事期間中は、三根地域の方々にご不便をお掛けしておりましたが、待望の新三根公民館が、供用を開始いたします。地域の方々による町づくりの一助となることを期待するとともに、新たな防災拠点として活用いたします。

昨年は、各地で自然災害が発生しましたが、八丈町においても、2週連続で接近した台風21号・22号により、農業をはじめとした大きな被害を受けました。

多くの関係機関の協力をいただき実施しました、東京都との総合防災訓練においても、協力いただいた関係機関に感謝するとともに、あらためて自治体の危機管理態勢と、町民自らの日頃の心構えの大切さを実感し、さらなる防災連携の強化が必要であると再認識をいたしました。

今後も安心・安全の確保に資する施策として、避難所となる施設へ飛散防止フィルムの施工を継続して行っていくほか、八丈町地域防災計画を基に防災・減災対応に努めてまいります。

さて、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に向けてのカウントダウンは900日を切り、開催地としての受け入れ態勢の整備が急がれております。世界の人々を迎えるにあたり、来日する外国人観光客への対応が重要な課題であるとともに、八丈島の持つ魅力をアピールするチャンスでもあります。この機会を逃さないためにも、15年ぶりに国際交流員の招致を行い、リトアニアからの来訪者の受入やインバウンド対応を行ってまいります。

さらに観光面については、実績が上がっておりますスポーツ交流事業を継続し効果的な集客を行うとともに、ザトウクジラの回遊に関しても基礎調査を継続し、新たな観光資源としての活用を見据えた取り組みに繋げてまいります。

八丈町の財政事情は、厳しい状況が続いておりますが、行財政改革の歩みは継続させながら、島の未来に必要な施策については、積極的に事業展開を図ることも必要であります。

【主要施策】

【特定有人国境離島事業】

昨年施行された有人国境離島特措法に基づき、関係機関協力のもと、課題であった航空運賃の低廉化を実現できました。今年度は、民間事業者等の創業・事業拡大による雇用拡充の支援、滞在型観光促進施策に取り組み、地域経済の活性化を目指してまいります。

【国際交流員の任用】

15年ぶりとなる国際交流員を、リトアニア共和国から招致し、国際交流の推進、2020東京オリンピック・パラリンピックを見据えたインバウンド対応、小・中学生の国際理解教育を促進してまいります。

本年11月には、リトアニア共和国音楽学校生徒一行の訪日が予定されており、八丈島での合唱コンサートやイベントを通じて町民との交流・親睦を深めてまいります。

【島じまん2018】

今年は、2年に一度、東京・竹芝客船ターミナルで開催される伊豆諸島・小笠原諸島の共同イベント「東京愛らんどフェア 島じまん」の開催年にあたります。伝統芸能の披露、特産品の販売など、島の魅力を発信し、交流人口の増加につなげます。

【防災対応】

防災対策については、更新した八丈町地域防災計画を基に関係団体との連携強化を図ってまいります。土砂災害警戒区域の指定に向け、各地域において説明会を行います。また、本年の防災訓練は、10月5日に三根地域を対象として行います。

【納税】

町税は、地域社会に密着した視点から提供する行政サービスの重要な財源です。納期限内納付の重要性を周知徹底し、税収の確保と納税秩序の維持に努めます。また、納税者間の公平性確保等のため、「適切な課税」及び「積極的な滞納整理」を実施してまいります。

【窓口サービス】

個人番号カード制度の本格的運用が開始されました。更に各種行政申請に関する手続きの簡素化を実施するとともに、個人情報保護の観点から、本人確認の厳格化を維持し、適切な制度運用を図ってまいります。

【国民健康保険・国民年金】

八丈町国保は、構造的に極めて厳しい状況の中、新制度の都道府県化がスタートするに伴い、国民健康保険制度の健全化のために、具体的な税改定を段階的に実施し持続可能な制度の構築を図ってまいります。国民年金においては、制度の周知を図ってまいります。

【環境衛生】

新クリーンセンターの建設に向け生活環境影響調査等のソフト事業に着手いたします。八丈町に合致した廃棄物の適正な処理を図り、廃棄物の排出抑制への啓発活動を引き続き実施してまいります。

【生活排水処理】

八丈町の自然環境の保全と生活環境の向上のために、汚泥再生処理センターにおいて、汚泥や給食センター等から排出される生ごみを堆肥化し、資源のリサイクルを引続き実施してまいります。

【保育園】

今後の坂下地域での0歳児保育実施準備として、むつみ第二保育園の改修工事を行ってまいります。また、保育園に勤務する保育補助員を対象とした資格取得のための補助（助成）制度を今年度も継続し、有資格者の確保に努めてまいります。

【子ども家庭支援センター】

ニーズの高い、子どもの発達に関する相談業務を強化してまいります。子育て応援拠点として、第四土曜日の交流ひろば開放を継続して実施してまいります。保護者や関係機関の要望を取り入れた講演会を開催し、よりよい支援を目指してまいります。

【高齢福祉】

高齢者が地域の中で、いつまでも元気で活動できるように、シルバー人材センターの運営や老人クラブの活動を支援します。また、町民の皆様に認知症を正しく理解してもらうための啓発に努めてまいります。

【介護保険】

今年4月に介護保険料の改定を行います。高齢化率の上昇に伴い、65歳以上の方には、保険料の増額のご負担をお願いしなくてはなりませんので、ご理解ください。また、介護サービスについては、利用者や家族、関係機関と連携し適切に対応してまいります。

【障がい福祉】

障がいのある方の新たな活動の場となる地域活動支援センターへの支援、1人での外出行動が困難な視覚・肢体障害の1級、2級の方及び知的障害1度、2度の方がタクシーを利用した際の助成を行ってまいります。

【保健・健康増進事業】

島外の医療機関にかかる際の交通費の一部補助を継続することで、島外受診者の負担軽減を図ってまいります。また、がん治療など島外での継続した通院治療が必要な方の補助を年2回まで拡充してまいります。

積極的ながん検診の受診アプローチと新たな健康管理に関する事業を検討し、町民の方の健康増進意識の高揚に努めてまいります。

妊娠された方や子供たちの健康と発育を守るべく、健診や面談、予防接種等の相談を引き続き実施してまいります。

【温泉事業】

町民の方の健康増進や観光資源に資する施設として、快適に利用できる施設運営に努めてまいります。また、老朽化したやすらぎの湯の浴槽改修工事を実施してまいります。

【町営住宅】

町営住宅については、引き続き、老朽化した中道団地の建て替え事業としてF棟の建設を29年度、30年度、G棟の建設を30年度、31年度の継続事業で行ってまいります。

また、既存住宅については、計画的な改修と維持管理に努めてまいります。

【土木事業】

国からの社会資本整備総合交付金事業においては、災害時に坂下と坂上を結ぶ避難用道路として、中道伊郷名線を道路改良事業で、継続して施行してまいります。

市町村土木補助事業においては、藍ヶ江線ほか6路線を道路改良事業で、継続して施行してまいります。

そのほか、町道各路線の適切な維持補修にも努め、地域住民の利便性、安全性、観光振興、産業振興に考慮しながら、道路整備事業に取り組んでまいります。

【農業関連事業】

新たな農業従事者の確保と育成を目的とした「八丈町農業担い手育成研修センター」の更なる充実を図り、第4期研修生の受け入れなど、新規就農者への支援強化を進めてまいります。

また、農地の斡旋・利用促進活動に積極的に取り組むほか、生産施設等の整備充実のための新たな事業計画を策定し、共撰共販体制の強化とアシタバ、八丈フルーツレモンなどの産地化の促進にも引き続き取り組んでまいります。

農業生産の基盤である農道・水路等の整備は、中之郷安川農道を新規に着手し、農地防災として檜立登立地区水路を継続して整備いたします。

また、三根河尻地区においては、水路及び農道の総合的な整備に向けた事業計画を進めてまいります。

【観光・商工振興】

観光振興については、東京都、八丈島観光協会等と連携して効果的なPRを推進するとともに、昨年度好調だった団体集客事業に取り組み、観光誘客促進を目指してまいります。

また、スポーツ交流では新たな事業としてトップアスリート合宿誘致の実現に向けて取り組んでまいります。

商工の振興については、商工会が行う事業や伝統工芸品である「黄八丈」の事業にも、引き続き支援を行ってまいります。

【水産業振興】

水産業振興は、新製氷貯氷施設の運用を開始し、漁業者の利便性の向上と活性化を図ります。既存の施設に関しては今年度解体を行ってまいります。

後継者対策として、漁業担い手協議会を中心に新規就業者の育成・確保に努めてまいります。

水産加工団体の安定的な組織運営を確保するため、専門家による経営指導や島外出前授業による魚食普及活動を進めるとともに、水産加工品の販路拡大と競争力のある新商品開発にも取り組んでまいります。

【消防】

火災対応として、引き続き耐震性貯水槽の整備、増設を図り、町内市街地全域の水利確保に努めてまいります。

また、各種災害に対応するため、消防職員、消防団員の教育訓練を実施するとともに各関係機関との協力体制強化を図ってまいります。

【奨学資金制度・高校生ホームステイ事業】

大学等卒業後、八丈島内での就労を条件とする給付型奨学資金制度と従来からの貸付型奨学資金制度を推進することで経済面での支援を行うとともに、給付型奨学資金においては、島の次代を担う若い人たちの定着と活躍に期待を込め継続実施してまいります。

昨年より受け入れを開始した都立八丈高校への高校生ホームステイ事業を継続し、学習環境の活性化を図ってまいります。

【学校教育の充実・学校給食】

児童・生徒に「生き抜く力」を身に付けさせることを目標に平成30年度より小中一貫教育を実施してまいります。

学校給食は、施設の整備を推進することで、衛生管理の充実を図り、安全・安心かつ栄養バランスのとれた給食の提供と地場産物を活用した食育への取り組みを継続してまいります。

【生涯学習と文化・スポーツ振興】

建設が完了した新三根公民館の供用を開始するとともに、大賀郷、檜立、中之郷、末吉の各公民館、八丈町立図書館の管理・整備を行い、町民の学習活動やコミュニティ活動を支援することに努めてまいります。

八丈島文化協会をはじめとする諸団体の芸術・文化活動の支援を実施し、町民が芸術・文化に親しみ、参加できる機会の充実を図ってまいります。

歴史民俗資料館については、一時移転先での公開を進め、八丈島の歴史及び文化を発信していきます。併せて新歴史民俗資料館についても検討を重ねてまいります。

スポーツ振興については、関係機関と連携し、スポーツに親しみやすい機会の充実を進めるとともに南原スポーツ公園施設、コミュニティセンター、体育施設の管理・整備に努め、利用者の利便性を図ってまいります。

また、八丈島スポーツ親善大使の木場克己氏に協力を仰ぎ、八丈町内の子どもたちの運動能力向上に取り組んでまいります。

【水道事業】

大川浄水場の改修についての計画を進めるとともに、老朽化した管路、施設の更新を行い、安全な水の供給に努めてまいります。

【一般旅客自動車運送事業】

貸切バス事業については、更新予定の車両を前倒しで購入し、臨時的な増車により、好調な観光需要に対応してまいります。

乗合バス事業については、効率的な運行の検討を行ってまいります。

【病院事業】

病院事業については、離島における公立病院が果たす役割を踏まえ、島外医療機関との適切な連携と町民への安心・安全な医療の提供を行いながら、引き続き、医療従事者の確保等、医療環境の充実を図ってまいります。

【おわりに】

以上、平成 30 年度の主な施策の概要について申し上げます。

30 年度の各会計の予算額は、一般会計 70 億 5800 万円、特別会計 25 億 3500 万円、企業会計 26 億 1300 万円、合計で約 122 億であり、昨年度と比較しますと、予算総額で 7.5% の減となっておりますが、三根公民館や製氷貯氷施設の事業終了に伴い減となっており、八丈町総合戦略の歩みを止めるものではありません。

有人国境離島や国際交流員事業、新クリーンセンター建設事業や高規格救急車購入などをはじめ、産業振興に資する事業、子育てしやすい環境、次世代を担う子どもたちの教育の充実を図る施策を実施するための予算計上となっております。

これらの施策を、着実に遂行することで、「未来へ躍進」する町づくりを確かなものとするため、町民の皆様のご理解のもと全力で取り組んでまいります。

ここに、重ねて、議員各位ならびに町民の皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます、施政方針といたします。



工業統計キャラクター・コウちゃん

平成 30 年 工業統計調査を実施します

工業統計調査は我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とした統計法に基づく報告義務がある重要な統計です。

調査結果は中小企業施策や地域振興などの基礎資料として利活用されます。

調査基準日は平成 30 年 6 月 1 日です。

調査票へのご回答をお願いいたします。

経済産業省・東京都・区市町村

町長上京日記 2 月

1/31 日～2 日

- ANA1896 便にて上京
- (株)SANKYO ふるさと納税御礼訪問
- 平成 29 年度東京クルーズセミナー・意見交換会
- ANA 1891 便にて帰島

12～17 日

- ANA1892 便にて上京
- 東京都土地改良事業団体連合会理事会・通常総会
- 平成 29 年度第 7 回東京都町村長会議
- 自治功労者表彰式
- 東京都町村会自治研修会及び行政懇談会
- 平成 29 年度第 4 回正副会長会議
- 平成 29 年度第 4 回全国離島振興協議会理事会
- 講演会、意見交換会および離島振興懇談会
- 都知事と市町村長との意見交換

12～17 日続き

- 平成 29 年度第 2 回交通部会
- 平成 29 年度第 3 回東京都島しょ振興公社理事会
- 平成 29 年度第 3 回伊豆諸島・小笠原諸島地域力創造対策協議会
- 島じまん実行委員会
- 平成 30 年東京都島嶼町村長会議
- 平成 30 年東京都島嶼町村会・島嶼町村議会議長会第 1 回合同会議
- 島嶼一部事務組合定例会
- ANA 1891 便にて帰島

25 日～27 日

- ANA1894 便にて上京
- 東京都市町村職員退職手当組合構成団体長会議
- 第 3 回公益財団法人東京市町村自治調査会評議員会
- ANA 1891 便にて帰島

平成30年度八丈町事業費一覧表

前年度比 △9.0%

歳 入		
区分	本年度 予算額 (単位：千円)	本年度 予 算 構成費 (%)
町税	930,693	13.2
地方譲与税	69,330	1.0
地方消費税交付金	136,212	1.9
自動車取得税交付金	33,818	0.5
地方交付税	2,070,000	29.3
分担金および負担金	2,664	0.0
使用料および手数料	225,215	3.2
国庫支出金	427,452	6.1
都支出金	2,020,452	28.6
繰入金	569,001	8.1
諸収入	92,393	1.3
町債	459,600	6.5
その他	21,684	0.3
利子割交付金	1,146	0.0
配当割交付金	5,510	0.1
株式等譲渡所得割交付金	3,814	0.1
地方特例交付金	715	0.0
交通安全対策特別交付金	3,518	0.0
財産収入	4,579	0.1
寄附金	2,401	0.0
繰越金	1	0.0
合 計	7,058,514	100.0

歳 出		
区分	本年度 予算額 (単位：千円)	本年度 予 算 構成費 (%)
人件費	1,223,681	17.3
物件費	1,432,513	20.3
維持補修費	269,095	3.8
扶助費	576,992	8.2
補助費等	823,623	11.7
普通建設事業費	1,493,129	21.1
補助事業費	217,061	3.0
単独事業費	1,276,068	18.1
公債費	715,728	10.1
繰出金	484,473	6.9
積立金	0	0.0
その他	39,280	0.6
災害復旧事業費	7	0.0
投資および出資金	0	0.0
貸付金	26,200	0.4
予備費	13,073	0.2
合 計	7,058,514	100.0

各 会 計 予 算 状 況					(単位：千円)
会 計	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)%	
一般会計	7,058,514	7,756,846	▲ 698,332	▲ 9.0	
特別会計	2,534,978	2,865,667	▲ 330,689	▲ 11.5	
介護保険特別会計	1,036,696	1,048,022	▲ 11,326	▲ 1.1	
後期高齢者医療特別会計	207,809	192,388	15,421	8.0	
国民健康保険特別会計	1,194,774	1,528,716	▲ 333,942	▲ 21.8	
浄化槽設置管理事業特別会計	95,699	96,541	▲ 842	▲ 0.9	
公営企業会計	2,613,472	2,583,376	30,096	1.2	
水道事業会計	802,545	859,901	▲ 57,356	▲ 6.7	
一般旅客自動車運送事業会計	198,177	173,956	24,221	13.9	
病院事業会計	1,612,750	1,549,519	63,231	4.1	
合 計	12,206,964	13,205,889	▲ 998,925	▲ 7.6	

一般会計から特別会計への繰出の状況					(単位：千円)
会 計	本年度繰出金 (A)	前年度繰出金 (B)	比較 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)%	
国民健康保険特別会計	123,428	215,802	▲ 92,374	▲ 42.8	
介護保険特別会計	178,371	182,721	▲ 4,350	▲ 2.4	
後期高齢者医療特別会計	134,614	126,861	7,753	6.1	
浄化槽設置管理事業特別会計	47,651	42,857	4,794	11.2	

一般会計から公営企業会計への繰出の状況					(単位：千円)
会 計	本年度繰出金 (A)	前年度繰出金 (B)	比較 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)%	
水道事業会計	25,086	21,023	4,063	19.3	
一般旅客自動車運送事業会計	50,409	50,425	▲ 16	0.0	
病院事業会計	253,169	256,425	▲ 3,256	▲ 1.3	

榎立自治会 対話集会

2月11日（日）に行われた「榎立自治会」での対話集会の内容は次のとおりです。

〔榎立自治会からの要望〕

質問 1	病院からの帰りのバス利用の際、旧町役場駐車場での乗り換えがあり、高齢者が乗降に難儀している。また、停留所においても、坂下地区は歩道に植栽されていて、バスの乗降場所が、車両が道へ出るために歩道が低くなっている場所になるので、ステップとの段差が大きく、乗り降りが大変そうだとのこと、一考願いたい。
回答 1	現在、運行している乗合バスの車両は、すべてノンステップバスで乗降の際の段差を最小限にできる車両です。これは、平成 28 年度末の全国の乗合バスのノンステップバス導入率が、53%である中、町の乗合バスのバリアフリー化は進んでいます。しかしながら、このノンステップバスも段差が全くなくなるわけではありませんので乗務員に乗り降りの際のお声かけなどの配慮をするよう指導いたします。
質問 2	唐滝・硫黄沼への登山道入口の駐車場にトイレを設置してほしい。最近、同登山道の利用者も多く、トイレが無いため不便な思いをしている。また、近くの畑で用をたすケースも散見され、迷惑を被っている人もいる。
回答 2	現在、観光客を対象に実施している来島者動向実態調査においてもトレッキングを目的に来島する観光客が多くなっており、八丈富士、三原山は人気のスポットになっています。 この場所は電気、水道がないため通常のトイレを設置するには多くの経費がかかるため、バイオトイレの設置が可能であれば設置に向けて検討します。
質問 3	六日ヶ原（黒砂）は、道が荒れて歩き難く、防護柵も壊れているなど危険な状態である。遊歩道を整備し、安全に歩行できるようにしてほしい。同所は隠れた人気スポットの一つであり、榎立の名所の一つとして大事にしたい。
回答 3	黒砂は、唐滝、硫黄沼と同様人気のスポットになっており、現在、遊歩道は、途中の一部が崩落しております。町としても注意喚起をしている状況ですので整備を行い、歩行の安全が確保できるよう努めます。
質問 4	大坂トンネルは、直前まで歩道が途切れており、路側帯が狭いうえ暗くカーブしているので、自転車で通り抜けるときいつも危険を感じます。サイクリングや島歩きの観光客、自転車通学の高校生が安心して通行できるよう、安全対策を講じていただきたい。平成 24 年にも同様の要望を行い「必要な対策を講じてまいります」との回答をいただきましたが、その後の経過についても教えてください。 また、その先ふれあいの湯までの間も見通しの悪い部分があって、低速運転の高齢者の車や、地図を見るため停車しているレンタカーなどを追い越すときに、対向車が直前まで見えず、怖い思いをすることがあります。例えば路肩に待避所を設置するなど何か考えられないでしょうか。
回答 4	（支庁土木課の回答） 大坂トンネルからふれあいの湯付近までは、歩道が設置されておらず、歩行者や自転車利用者には不便をかけています。 平成 24 年の住民総会において「必要な対策を講じてまいります」とお答えした件は、まず、トンネルに関する対策は、これまで、照明の取替えや表面の劣化防止工事などを実施しました。トンネル内の歩道設置は、現道を通行させながらのトンネル拡幅工事は、技術的に困難です。 また、歩行者用のトンネルを掘るにしても、長期的な時間と莫大な財源が必要であることから、歩道の設置や歩行者用のトンネル設置は、どちらも厳しい状況です。 そこで、今後の対策として、自転車・歩行者通行帯を着色し、明瞭化するなどの安全対策を、実施します。さらに、トンネル内の照明を LED 照明に交換するなど検討します。 また、トンネル出口から、ふれあいの湯までの区間ですが、待避所は、ある程度の延長を確保したうえで、見通しのよい区間に設置しないと危険となります。現在、道路管理者や警察としては、ゆとりをもってゆっくり運転してもらうよう、啓蒙活動を進めているところですので、ご理解くださいますようお願いいたします。

質問5	12月15日の南海タイムスに、三根公民館の完成に合わせて、4月からすべての公民館が実質有料化になり、利用の予約も3日前までに書面で申請することになる等の記事が出ていました。公民館は地域活動の要となる施設であり、毎日のように誰かが利用しています。使用料を徴収する上に、使い勝手も悪くなるようでは納得できません。タイムスの報道以降、町からは住民に対し何も説明がありませんが、改定の内容や今後のスケジュールはどうなっているのでしょうか。今まで同様に、住民が使いやすい公民館運営をよろしくをお願いします。
回答5	公民館の使用料はこれまでも有料でしたが、利用者の大半が減免の対象になっておりました。 昨年12月、料金改定と申請書による予約、解約を行うことを基本とした運用案を八丈町議会に提示しました。 予約は申請書により町役場閉庁日を除く2カ月前から3日前まで、取り消しは前日までというものです。今後、利用団体や皆さんの意見をお聞きし、更には、減免範囲を精査しながら考えていきます。

質問6	資源ゴミについて ①発泡スチロールトレイ 以前はリサイクルに取り組んでいましたが、業者との問題で中止になったと聞いています。その後再開する可能性はないのでしょうか？ ②その他の資源ゴミの実態を…… ゴミ収集で回収している資源ゴミの他に、ペットボトルの蓋を商店などで収集しているが、現在その行き先はどうなっているのでしょうか？ ③ゴミ減量化の取り組みについて ・各商店へトレイや包装など、減量化への働きかけを何かしていますか？ ・都内の子どもの所へ行くと、かなり細分化して出しています。八丈はこのままですか？ ・各家庭へのPR（ゴミの出し方、コンポストなど）を更にすすめてください。
回答6	①トレイリサイクル事業の再開は、町として今後、やるべきごみ処理施策の優先順位や財政面など考慮した結果、焼却処分ということでトレイリサイクル事業の中止を決定しました。 ②八丈島内で回収された、蓋は八丈島サッカー協会が島外に搬出し、リサイクルしています。 ③ごみ減量化への取り組みについて 1) 各商店への働きかけは、行っていませんが今後、ごみ処理問題協議会で協議します。 2) 分別の区分は、現在、6分別で、ごみ処理のワーキンググループでも協議していますが、やはり焼却施設への影響や費用対効果の観点から生ごみ減量化が優先的課題です。今後取り組むべきリサイクル事業については、費用対効果も配慮しながら八丈町に適したごみの分別・処理に取組みます。 3) 各家庭へは、コンポストの利用促進を通して生ごみ減量化をPRしていますが、ごみ処理のワーキンググループでもわかりやすいPR方法を協議しており、平成30年度からは、広報はちじょうにも掲載します。

春の交通安全運動 4月6日（金）～15日（日）

～「世界一の交通安全都市 TOKYO を目指して」～

期間中、街頭活動、取締りを強化しています。交通ルールを守り、事故のない八丈島にしましょう。

「交通事故死ゼロ」を目指す日 4月10日（火）

交通安全パレード 4月8日（日）※雨天の場合は車両パレードのみ

徒歩パレード区間

- | | | |
|-------------|-------|-------------------|
| 午前9時30分ごろ～ | 末吉地域 | （あさめま商店～末吉公民館） |
| 午前9時55分ごろ～ | 中之郷地域 | （八丈島ガーデン～中之郷駐在所） |
| 午前10時15分ごろ～ | 樫立地域 | （富次朗商店～樫立駐在所） |
| 午前10時40分ごろ～ | 大賀郷地域 | （大賀郷小学校前～旧町役場駐車場） |
| 午前11時30分ごろ～ | 三根地区 | （開善院入口～三根小前交差点） |

■問い合わせ■ 八丈島警察署交通係 電話 2-0110

税のお知らせ

■問い合わせ■ 税務課 電話 2-1122

■固定資産税（土地・家屋）の縦覧・閲覧

ご自身の固定資産と比較できるように、他の土地や家屋(土地のみをお持ちの方は土地、家屋のみをお持ちの方は家屋)の価格(評価額)をみることができます。

○縦覧できる方

縦覧できる方	必要なもの
① 平成30年1月1日時点で町内に課税されている土地や家屋を所有している方	I 免許証や保険証など本人を確認できるもの（所有者が法人の場合は、申請書に代表者印を押していただくか、お越しの方に委任状が必要です）
② ①の方が亡くなっている場合はその相続人	II ①の方の除籍謄本（コピー可）とご自身の戸籍謄本（コピー可）などで相続確認できるもの、免許証や保険証などの本人を確認できるもの
③ ①②の方から委任されている方	III ①②の方からの委任状と免許証や保険証など本人を確認できるもの ※②の方からの委任状の場合は、IIに掲げる書類も必要です

課税台帳の証明（税額は記載されません）の申請をすることができます。

【縦覧内容】

- 土地 所在・地番・地目・地積・価格
- 家屋 所在・家屋番号・用途・構造・床面積・価格

【注意事項】

- 縦覧帳簿には所有者氏名は記載されていませんので、必ず地番または家屋番号を指定してください
- ご自身所有以外の土地や家屋については、所有者氏名や評価の内容をお知らせすることはできません
- 混雑時などにお待ちいただくことがありますので、ご協力をお願いします

【手数料】 ●無料

○証明を申請できる方

申請できる方	必要なもの
① 町内に土地や家屋を所有している方	I 免許証や保険証など本人を確認できるもの（所有者が法人の場合は、申請書に代表者印を押していただくか、お越しの方に委任状が必要です）
② 町内の土地や家屋を有償で借りている方（賃貸借契約書に賃借人として記載されている方、登記簿に賃借権などの権利人として記載されている方）	II 賃貸借契約書（コピー可）または登記簿謄本（登記簿に賃借権などの権利人として記載されている方、コピー可）、免許証、保険証など本人を確認できるもの ※申請の際は、必ず地番や家屋番号を指定してください
③ ①の方が亡くなっている場合は、その相続人	III ①の方の除籍謄本（コピー可）とご自身の戸籍謄本（コピー可）などで相続確認できるもの、免許証、保険証など本人を確認できるもの
④ ②の方のうち、賃借権などの権利人として登記されていて、なおかつ権利人が亡くなっている場合は、その相続人（賃貸借契約書のみの方は該当しません）	IV ②の方の除籍謄本（コピー可）とご自身の戸籍謄本、保険証、免許証など本人を確認できるもの ※申請の際は、必ず地番や家屋番号を指定してください
⑤ ①③の方から委任されている方	V ①③の方からの委任状と免許証など本人を確認できるもの ※③の方からの委任状の場合は、IIIに掲げる書類も必要です
⑥ ②④の方から委任されている方	VI ②④の方からの委任状と免許証や保険証など本人を確認できるもの ※②の方からの委任状の場合は、IIに掲げる書類も必要です ※④の方からの委任状の場合は、IVに掲げる書類も必要です
⑦ 所有者など総務省令で定められた固定資産を処分する権限を持つ方	VII 裁判所が選任したことを示す書類や商業登記簿などの権利を示す書類が必要です
⑧ 民事訴訟費用に関する法律のうち、訴えの提起や、控訴の提起などの申し立てをする方	VIII 裁判所に提出する訴状などの関係書類が必要です

【手数料】 ●証明書：同一所有者で土地3筆または家屋3棟まで300円

●名寄帳：縦覧期間中の所有者本人による閲覧無料

■場 所：税務課課税係 固定資産税担当 問い合わせ 電話 2-1122（内線 123）

■縦覧期間：4月2日（月）～5月31日（木） ※土・日・祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分

町税の滞納処分を強化しています

～税負担の公平性を確保するために～

納付にお困りの方は必ずご相談ください

病気や怪我、事業の休廃止などの事情により、納期限までに納付できずにお困りの方は、必ず納付相談を行ってください。

役場の業務時間内に来庁できない方は、電話申込により業務時間外（午後 5 時 15 分～ 7 時）に納付相談を行っています。

差押などの滞納処分を強化しています

町では、納期限を過ぎても納付いただけない方に対し、文書などにて納付のお願いをしています。それでも納付していただけない場合は、納期限内に納めていただいている方との公平性を保つため、法律に基づいた財産調査および財産の差押などの滞納処分を行っています。

■問い合わせ■

税務課徴収係 電話 2-1122

平成 30 年度地域振興に係る補助事業（第1回）の募集

東京都島しょ振興公社では、島しょ地域にお住まいの地域振興を図ることを目的に事業を実施する団体・個人に対し、その経費の一部を補助しています。

募集期間 4月2日（月）～4月16日（月）

対象事業

- ・ 地域振興に係る特産品に関する事業
- ・ 地域振興に係る観光振興に関する事業
- ・ 地域振興に係る島おこしを担う人材育成に関する事業
- ・ その他地域振興に資する事業

（1）地域振興に係る第一次産業活性化に関する事業

（2）地域の伝統芸能の発展に関する事業

※（1）～（2）は平成 30 年度限定の対象事業です。

補助対象団体

- ・ 概ね5名以上の東京都島しょ地域在住者で組織し、代表者・会則・名簿などのある団体など
- ・ 島しょ地域内に主たる事業所を有する小規模企業者・組合・財団法人・社団法人・特定非営利活動法人・その他東京都島しょ地域の活性化に資する取組を行うと認められる法人など
- ・ 島しょ地域内の個人事業者

※中小企業は除く

補助金額 補助対象経費の5分の4以内（1,000円未満切り捨て）で100万円（特に必要と認められる事業については200万円）を限度とする。

事業の期間 事業開始から平成31年3月31日まで

申込方法 所定の申請書により4月16日（月）までに企画財政課へお持ちください。

提出された書類に基づき、島しょ振興公社が審査、決定をします。

詳細は企画財政課で配布する募集案内・交付要綱、または東京都島しょ振興公社ホームページをご覧ください。

■問い合わせ■ 公益財団法人 東京都島しょ振興公社 電話 03-5472-6546

企画財政課企画情報係

電話 2-1120

檜立・中之郷地域 敬老会 開催！

高齢者の方々への感謝と、長寿をお祝いする敬老会を開催します。

檜立地域

日 時 4月22日（日）

午前11時～午後1時30分

場 所 檜立公民館

※対象者は70歳以上の方（昭和24年4月1日以前に生まれた方）

中之郷地域

日 時 4月22日（日）

午前11時～午後1時30分

場 所 中之郷公民館

■問い合わせ■ 福祉健康課高齢福祉係 電話 2-5570

介護保険のお知らせ

4月中旬に介護保険料「仮徴収額決定通知書」を送ります

○特別徴収とは・・・

年金を年額 18 万円以上受け取っている場合、原則として年金から介護保険料を天引きします。この方法を特別徴収といいます。

介護保険料の特別徴収には、4月・6月・8月の年金から前年度の介護保険料を暫定的に天引きする「仮徴収」と、10月・12月・2月の年金から今年度決定した介護保険料額を天引きする「本徴収」があります。

※なお、年間の介護保険料の計算を行う際に、仮徴収した金額との調整を行い、6月下旬に「平成30年度介護保険料額決定通知書」として本徴収額をお知らせします。

■問い合わせ■ 福祉健康課高齢福祉係 電話 2-5570

第1号被保険者（65歳以上）の所得段階別介護保険料の改正について

介護保険料は、3年に1度、見直しが行われます。高齢化率の上昇に伴い、年々介護を必要とする方が増加し介護給付費が増大することに対応するため、保険料も上げなくてはならない状況です。介護保険は老後の安心を支える大切な制度です。この制度をこれからも維持していくため、町民の皆さんの制度に対するご理解をお願いします。平成30年度から新しい所得段階別保険料が適用されます。各所得段階区分および年間保険料額については下表をご覧ください。

所得段階	対象となる方		保険料率	保険料（円）	
				月額	年額
第1段階	・生活保護被保護者 ・世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等 80 万円以下		0.5	2,943	35,300
第2段階	世帯全員が	本人年金収入等 80 万円超 120 万円以下	0.775	4,561	54,700
第3段階	市町村民税非課税	本人年金収入等 120 万円超	0.825	4,856	58,200
第4段階	本人が市町村民税非課税 (世帯に課税者がいる)	本人年金収入等 80 万円以下	0.925	5,444	65,300
第5段階 (基準額)		本人年金収入等 80 万円超	1.0	5,885	70,600
第6段階	市町村民税課税	合計所得金額 50 万円未満	1.1	6,474	77,600
第7段階		合計所得金額 50 万円以上 80 万円未満	1.2	7,062	84,700
第8段階		合計所得金額 80 万円以上 100 万円未満	1.3	7,651	91,800
第9段階		合計所得金額 100 万円以上 125 万円未満	1.4	8,239	98,800
第10段階		合計所得金額 125 万円以上 150 万円未満	1.5	8,828	105,900
第11段階		合計所得金額 150 万円以上 190 万円未満	1.6	9,416	112,900
第12段階		合計所得金額 190 万円以上 250 万円未満	1.7	10,005	120,000
第13段階		合計所得金額 250 万円以上 400 万円未満	1.8	10,593	127,100
第14段階		合計所得金額 400 万円以上 600 万円未満	1.9	11,182	134,100
第15段階		合計所得金額 600 万円以上	2.0	11,770	141,200

※月額保険料は、基準額に各段階の保険料率を掛けて算出しています。(小数点以下切上げ)

※年額の算定は、月額保険料を12倍して100円未満(切捨て)を端数処理しています。

※第1段階の保険料率は、第6期(平成27～29年度)計画同様、国の施策に基づいて軽減しています。(0.55→0.5)

■問い合わせ■ 福祉健康課高齢福祉係 電話 2-5570

国民年金

■住民課医療年金係 電話 2-1123
 ■港年金事務所 電話 03-5401-3211
 ■日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

【平成30年度の国民年金保険料額は、月額16,340円です。】

	1 カ月		6 カ月		1 年度分		2 年度分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
毎月納付 (納付書による現金納付、翌月末振替の口座振替)	16,340円	—	98,040円	—	196,080円	—	393,000円	—
早割 (当月末振替の口座振替)	16,290円	50円	97,740円	300円	195,480円	600円	391,800円	1,200円
6 か月前納 (現金納付)	—	—	97,240円	800円	194,480円	1,600円	—	—
6 か月前納 (口座振替)	—	—	96,930円	1,110円	193,860円	2,220円	—	—
1 年前納 (現金納付)	—	—	—	—	192,600円	3,480円	—	—
1 年前納 (口座振替)	—	—	—	—	191,970円	4,110円	—	—
2 年前納 (現金納付)	—	—	—	—	—	—	378,580円	14,420円
2 年前納 (口座振替)	—	—	—	—	—	—	377,350円	15,650円

※平成31年度の国民年金保険料額は、16,410円です。

※一部免除（一部納付）の方の口座振替は「毎月納付(翌月末振替)」のご利用となります。

※クレジットカード納付による納付額は「現金納付」と同額になります。

【30年度の年金額改定について】

平成30年度の年金額は、平成29年度から据え置きとなります。

平成30年度の度親戚裁定者（67歳以下の方の年金額の例）

平成 30 年度（月額）	
国民年金（老齢基礎年金（満額）：1人分）	64,941円

※年金額は、6月に送付される年金額改定通知書でご確認ください。

▶▶ 各種問い合わせ

●一般的な年金相談に関する問い合わせ

0570-05-1165（ナビダイヤル） PHS、IP電話、海外からは03-6700-1165（一般電話）

受付時間 月 曜 日：午前8時30分～午後7時 火～金曜日：午前8時30分～午後5時15分

第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7時まで受付。

●ねんきん定期便・ねんきんネット・ねんきん特別便に関する問い合わせ

0570-058-555（ナビダイヤル） PHS、IP電話、海外からは03-6700-1144（一般電話）

受付時間 月～金曜日：午前9時～午後7時 第2土曜日：午前9時～午後5時

●一般的な国民年金の加入に関する問い合わせ

0570-003-004（ナビダイヤル） PHS、IP電話、海外からは03-6630-2525（一般電話）

受付時間 月～金曜日：午前8時30分～午後7時

第2土曜日：午前9時～午後5時

国保だより

■問い合わせ■ 住民課医療年金係 電話2-1123

皆さんが病気やけがをして保険医療機関で診察を受けた場合、窓口で支払う料金は医療費の3割～1割で、残りを国民健康保険（皆さんが収める国保税等）で負担しています。医療費の上昇は、皆さんのちょっとした心がけで抑えることができます。

【医療費適正化のポイント】

- 生活習慣を見直し、栄養・運動・休養をバランスよくとりましょう。
- 定期的に健診を受けて、健康管理に役立てましょう。
- 重複受診はひかえましょう。
- 緊急以外の休日・時間外受診はさけましょう。
- ◆「相互扶助」で成り立つ国保制度です。皆さんのご理解、ご協力をお願いします。
- ◆国保税は国保制度の重要な財源です。納め忘れのないようご注意ください。
- ◆国保税の納付には、便利な口座振替をご利用ください。
- ◆病気や事故などにより保険税の納付が困難な方には、申請による減免制度があります。

ご相談ください。

※その他、国民健康保険証や制度について分からないことや、疑問に思うことなど、いつでもご相談ください。

糖尿病教室のお知らせ

町立八丈病院では毎月1回、糖尿病教室を開催しています。どなたでもご参加できます。

日 時：4月27日（金）午前8時30分ごろ～30分程度（飛行機欠航の場合中止）

場 所：町立八丈病院外来待合室

後期高齢者医療保険からのお知らせ

平成30年度保険料について

被保険者の皆さんが病気やケガをしたときの医療費などの支払いにあてるため、医療費の自己負担分（1割または3割）を除いた医療給付費の約1割を保険料として納めていただきます。残りの約5割を公費（国・都・区市町村）、約4割を現役世代からの支援金で負担します。

保険料率は、法令に基づき2年間の医療給付費等に応じて定めることになっています。平成30・31年度（平成30年4月1日～平成32年3月31日）の保険料率は、平成30年1月の広域連合議会において、以下、「保険料の決め方」のとおり議決されました。

保険制度の安定的な運営のため、ご理解いただきますようお願いいたします。

保険料の決め方

保険料は被保険者一人ひとりにかかります。保険料額は、被保険者一人ひとりが均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。

均等割額 被保険者1人当たり 43,300円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額※ × 所得割率 8.80%	=	保険料額（年額） 100円未満切捨て （限度額 62万円）
-------------------------------------	---	--	---	--

※賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額および山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から基礎控除額 33 万円を控除した額です（ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません）。

保険料の軽減について

所得の低い方に対する保険料の軽減を実施しています。なお、軽減には所得の申告が必要となる場合があります。

①【均等割額の軽減】

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減しています。

表 1

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
33 万円以下で被保険者全員が年金収入 80 万円以下で、かつ、その他の所得がない	9 割
33 万円以下で上記 9 割軽減の基準に該当しない	8.5 割
33 万円 + (27 万 5 千円×被保険者の数) 以下	5 割
33 万円 + (50 万円×被保険者の数) 以下	2 割

※ 65 歳以上（平成 30 年 1 月 1 日時点）の方の公的年金所得については、その所得からさらに 15 万円（高齢者特別控除額）を差し引いた額で判定します。ただし、この 15 万円（高齢者特別控除額）は所得割額の計算では適用されません。

※ 世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります。

②【所得割額の軽減】（東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減）

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減しています。

表 2

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15 万円以下	50%
20 万円以下	25%

③【被扶養者だった方の軽減】

後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など（国保・国保組合は除く）の被扶養者だった方の均等割額は、平成 30 年度は 5 割軽減、平成 31 年度以降は加入から 2 年を経過する月まで 5 割軽減、所得割額は当面の間かかりません

なお、低所得による均等割額の軽減（表 1）に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。

問い合わせは 〈土曜日、日曜日、祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで〉

・制度のことは 広域連合お問い合わせセンターへ

電話 0570-086-519（IP 電話、PHS の方は 03-3222-4496 へ）FAX 0570-086-075

・個別のご相談・個人情報を含むことは 住民課医療年金係 電話 04996-2-1123

交通事故などにあったとき

交通事故など第三者から受けたケガなどの医療費は、加害者（相手方）が過失割合に応じて負担しますが、届け出により後期高齢者医療で保険診療を受けることができます。この場合、自己負担分を除いた医療費を東京都後期高齢者医療広域連合が一時立替え、後で加害者（相手方）に請求します。診療を受ける際には、医療機関に事故による受診であることを申し出てください。

また、事故（自損事故含む）にあったら、お住まいの後期高齢者医療担当窓口に必ず届け出てください。必要な書類（被害届など）は、担当者が事故の状況などをお伺いしたうえでご案内しますので、事故日から 30 日以内に提出してください。

※交通事故の場合、事故証明書が必要となりますので、必ず警察に届け出てください。

東京都後期高齢者医療広域連合点検係 電話 03（3222）4482

住民課医療年金係 電話 04996-2-1123

町立八丈病院運営協議会議事要旨 平成 30 年 2 月 23 日（金）午後 6 時 町立病院会議室

報告事項 1) 平成 29 年度収支状況について 2) 平成 29 年度患者数調等について

3) 医師および職員の異動について 4) その他 5) 院内見学

委員の意見など

○島外の医療機関に通院する際に使用できる宿泊施設はないか

広尾病院の場合には緊急時に使用可能なさくら寮という施設があるようです。その他詳しくは通院される病院へ問い合わせください。

○入院患者が利用可能な入院セットはないか

現在当院では島内にそのような業者がないため入院セットの販売は行っていません。ですが身寄りがない方などで入院時に必要な物品が用意できない患者様に関しては、必要最低限の物品を販売しています。

○感染症胃腸炎疑いの乳児が便をしてしまった場合におむつ替えはどうしたらいいか

お近くの看護師にお声かけください。個室などで対応します。

○乳児連れで受診し、トイレに行く際に立てない子どもだととても辛い

現在、子ども用の椅子やオムツ替え台を設置した『誰でもトイレ』の導入を検討しています。スペースの問題もあるので、設置できるようなら 1 階の車椅子トイレに導入したいと思います。

■問い合わせ■ 町立八丈病院 電話 2-1188

4月のし尿・雑排水などの収集運搬業務の休業日のお知らせ

し尿・雑排水などの収集運搬業務の休業日は第2・4土曜日、日曜日、祝日です。収集運搬が必要な方は休業日前にお申込ください。

1日（日）	8日（日）	14日（第2土）	15日（日）
22日（日）	28日（第4土）	29日（日）	30日（祝・月）

収集運搬業務の受付時間 午前8時～正午、午後1時～4時

収集運搬業者 (株)八丈島衛生総合企画 電話 2-0855

一般廃棄物処理手数料（し尿・浄化槽汚泥）の減免のお知らせ

下記の要件に該当の方は、減免の申請をし、承認されると手数料がかかりません。

免除要件 ①天災の罹災者 ②生活保護世帯 ③70歳以上の高齢者のみの世帯で生活困窮者

浄化槽清掃作業経費の住民負担軽減措置について

浄化槽の清掃作業に要する経費の一部を1年度につき1回負担します。

対象条件（町の設置及び町へ寄付した浄化槽を除く。）

- ①環境大臣が指定する構造に適合する浄化槽であること
 - ②事業所以外の住宅（主に住宅として使用されているもの）および小規模店舗が併設されている住宅に設置されているもの
 - ③浄化槽法に基づき保守点検（法第10条）、清掃（法第10条）、実施しているもの
 - ④浄化槽法に基づき法定検査（法第7または11条）を実施しているもの
（検査結果の判定が「不適正」のものは改善が必要です。）
- ※町税などの滞納がある場合、軽減措置の対象になりません。

◎申請場所 住民課浄化槽係および各出張所

手数料、使用料等の納め忘れはありませんか？

し尿・浄化槽汚泥の汲取り手数料や、町設置の合併処理浄化槽の使用料などは納期限内に納めてください。納入通知書を紛失されても町会計課および各出張所でお支払いできます。

■問い合わせ■ 住民課浄化槽係 電話 2-1123

汚泥再生処理センター肥料の有料配布

今年度も汚泥再生処理センター肥料の有料配布を行います。

受付期間：4月16日（月）から27日（金） **申込上限：**1世帯35袋まで

受付場所：住民課浄化槽係および各出張所（三根出張所を除く）

申し込み時に肥料袋詰手数料（肥料代）をお支払いください。1袋200円（10kg）

※受付期間中でも年間生産量見込を超えた時点で受付を中止します。あらかじめご了承ください。

配布日時：5月19日から12月1日までの第1、第3、第5土曜日

午前10時から正午、午後1時から午後3時の間

※受取の順番は受付の順番となります。

配布場所：汚泥再生処理センター **肥料内容：**窒素全量2.70%、りん酸全量2.65%、

行政相談

国、東京都、町の仕事などについて「要望や苦情をどこで相談したらよいかわからない」、「処理が間違っている」など、行政と住民のパイプ役として行政相談員が相談に応じます。

日時：4月10日（火）午前10時～正午 **場所：**町役場1階 相談室1

相談員：近藤 勝重

■問い合わせ■ 企画財政課企画情報係 電話2-1120

環境だより

■問い合わせ■ 住民課環境係 電話 2-1123

アズマヒキガエル

環境係では発生地域および生態調査を実施しています。島内でアズマヒキガエルを見かけた時は、環境係までご連絡ください。アズマヒキガエルは、他のカエルと比べて動きが俊敏ではありませんが、刺激を与えると目の後ろの耳腺という器官から毒を出しますので、十分に注意してください。

正しいごみの分別をお願いします！

集積所に残されたシールの貼られたごみ袋は、正しい分別がされていないため収集できないと判断されたものです。

布団や毛布、ロープやひもなど、広がるものや長いものは焼却炉が閉じず、火災の原因になるため収集できません。集積所に出す場合は、50cm以内に切ってください。

燃やせるごみに空き缶や空きびん、ライターなどが分別されずに混入している袋も収集できません。出した方は、責任をもって正しい分別をし、出しなおしてください。

資源ごみの空き缶については、飲料用缶のみとなっておりますので、缶詰などの缶は金属ごみで出してください。なお、びんや缶を出すときは、中身を空にして水洗いをしてから出してください。

粗大ごみの個別回収（有料）

集積所に出せない粗大ごみは、有明興業（株）八丈島営業所に持ち込んでください。

布団などの寝具類は粗大ごみです。集積所には出さないでください。

持込みができない場合は、家電4品目（テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機）以外の粗大ごみの個別回収を有料（1個 1,000円 1個追加ごとに500円）で行います。

※大量の粗大ごみの回収は別途料金となります。

申込み先 八丈島衛生総合企画 電話 2-0855（月～土）

水道だより

■問い合わせ■ 企業課水道係 電話 2-1128
FAX 2-7231

◆水道の届出を忘れずに

新生活のスタートする季節は、引越しが多くなります。3月下旬から4月上旬の時期は、水道の開栓・閉栓のお手続きで窓口が大変混み合います。引っ越しの日が決まりましたら、早めの手続きをお願いします。

【水道の手続き】 引っ越しされる際には、事前に水道使用の開始・中止の手続きが必要になります。

印鑑をご持参のうえ、八丈町企業課水道係または各出張所にお越しください。手続きをせずに引っ越しをされた場合、引っ越しの後もお客さま使用分として水道料金の請求が発生しますので、必ず届出をお願いします。（さかのぼっての中止はできません。）また、手続きを済ませ引っ越しした場合でも、引っ越しした日までの精算分の水道料金が発生します。納め忘れのないようお願いします。

◆アパート等を管理されている方へ

水道の使用開始、中止の際には届出が必要です。アパート等の賃貸借の場合、入退去が確定しましたら八丈町企業課水道係または各出張所にて手続きをお願いします。特に退去の場合は、清算分の水道料金が発生しますので、届出がなくお引越先もわからない場合は手続きできません。新しく入居者が決まっても水道をご利用になれない場合がありますので、ご注意ください。

※届出の際には、「水道使用料のお知らせ」に記載の「お客様番号」をお知らせください。

各種届出	届出時期	届出先
水道の使用を開始するとき	3 日前	八丈町企業課水道係 各出張所
引っ越しするとき		
使用者の名義が変わるとき		
給水装置の所有者の名義が変わるとき	すみやかに	

※水道料金のお支払いは納付期限内にお願いします。便利な口座振替をご利用ください。

4月子どもの定期予防接種のお知らせ

B型肝炎集団予防接種

12日（木） 午後2時30分～3時

四種混合集団接種

12日（木） 午後3時～3時30分

B C G 集団接種

19日（木） 午後3時～3時30分

麻しん風しん第1期集団接種

19日（木） 午後3時30分～4時

ヒブ集団接種&小児用肺炎球菌集団接種

26日（木） 午後3時～3時30分

予約制個別接種

12日（木） 午後3時30分～4時

26日（木） 午後3時30分～4時



●会場：町立八丈病院小児科

予約制個別接種は、お子さんの体調不良などで集団接種の機会を逃した方や時間の都合がつかない方などのための制度です。ご希望の方は、実施日の1週間前までにご連絡ください。

■予約・問い合わせ■ 福祉健康課保健係 電話2-5570

4月 母子保健

■問い合わせ・申し込み■

福祉健康課保健係 電話2-5570

今月の健康診査

会場：保健福祉センター

※健診の対象者には個別通知します

3～4か月児・産婦健康診査 17日（火） 受付：午後1時15分～1時45分

○対象 平成29年11月14日～平成30年1月17日生まれの乳児とその産婦

3歳児健康診査 10日（火） 受付：午後1時15分～1時45分

○対象 平成27年2月21日～平成27年4月10日生まれの幼児

4歳児歯科健康診査 18日（水） 受付：午前9時15分～10時

○対象 平成26年1月18日～平成26年4月18日生まれの幼児



こども心理相談（要電話予約）

会場：保健福祉センター

10日（火） 午前9時～午後4時 ○対象 1歳6カ月以上の未就学児

言葉が遅い・落ち着きがない・身体の動きがぎこちない・癖が気になるなど心配なことがありましたら、専門の心理相談員が相談に応じます。

すくすく相談（要電話予約）

会場：保健福祉センター

16日（月） 午前9時～11時

日ごろの子育ての中からでてくる疑問や心配事などに保健師・管理栄養士・歯科衛生士が応じます。母子健康手帳を持参してください。

もぐもぐ離乳食（要電話予約）

会場：保健福祉センター

24日（火） 午後10時～11時30分

生後7カ月から11カ月の保護者を対象として、お子さんの月齢や発達に合った離乳食の進め方についての教室を開催しています。安心して離乳食を進めることができるように実際に試食をしながら、離乳食についての不安を一緒に解決しましょう。

○持ち物：三角巾、エプロン、母子手帳、おんぶ紐（必要な方）



子ども家庭支援センターからのお知らせ

開館日 平日 午前8時45分～午後5時 **第4土曜日** 午前9時～正午（交流ひろばのみ）
第4土曜日以外の土、日、祝日はお休みです。

4月交流ひろばの催し 毎週水曜日 午前10時30分～11時

親子で楽しめる催しを企画しています。

ぜひお越しください！

4日（水）はじめまして！みんなで手遊び・歌遊び♪

11日（水）絵本であそぼう☆

18日（水）親子でふれあいあそび

25日（水）こいのぼり作り

第4土曜日(28日)も
交流ひろばで遊べます♪

☆初めてご利用になる皆さんへ☆

利用登録が必要となります。来所の際、窓口にてお声かけください。お待ちしております！

ファミリー・サポート提供会員（有償ボランティア）大募集！

～空いた時間で子育てのお手伝い、してみませんか？～

- ・八丈町ファミリー・サポート・センター（事務局：子ども家庭支援センター）では、育児の援助を受けたい方（利用会員）に、育児のお手伝いをしたい方（提供会員）を紹介し、双方の合意がとれた場合に会員同士で子どもの保育等に関する相互援助活動を行っています。会員は登録制です。
- ・提供会員になるには講習会（随時実施）を受講していただきます。また、提供会員になると活動中の事故に備えた補償保険（保険料は町が負担）に自動的に加入します。

提供会員の条件：八丈町に在住、在勤している方で、心身ともに健康で、援助活動に理解と熱意を有し、積極的に援助活動を行うことができる満20歳以上の方

援助活動の対象児童：利用会員の子どもで、概ね生後6か月～10歳未満の児童

活動場所：原則は提供会員の自宅。但し事務局と会員双方の合意があればその他の場所也可。

謝礼金：活動後に利用会員から提供会員へ支払い

平日 午前8時～午後5時 ⇒ 1時間700円

平日上記以外の時間と土日・祝日・年末年始 ⇒ 1時間900円

※その他、提供会員に実費の負担分が生じた場合は利用会員が支払い

活動の例：保育園への送迎、保護者に何か用事がある際の子供の預かりなど

※保育以外の援助（家事や学習指導）、病児保育、宿泊を伴う預かりは行いません

- ・提供会員からは「子どもがかわいい！」「一緒に過ごす時間が楽しみ」などのお声を頂いています。都合のよい曜日や時間のみの活動で構いません。詳細などはお気軽に問い合わせください！

■問い合わせ■ 子ども家庭支援センター 電話 2-4300

転居される方へ 東京都離島住民航空割引カードの手続きが必要です

①八丈町へ転入される方

島民割引カードが必要な場合は、窓口にて発行申請の手続きをしてください。（縦30mm、横24mmの顔写真1枚と、運転免許証・健康保険証・パスポートなどの身分証明書が必要です）

②八丈町内で転居される方

島民割引カードをお持ちの方は、窓口にて記載事項変更の手続きをしてください。

③八丈町から転出される方

島民割引カードをお持ちの方は、窓口へ返却してください。

【窓口】企画財政課（2階18番窓口）、檜立・中之郷・末吉出張所

■問い合わせ■ 企画財政課企画情報係 電話 2-1120

くわしくは八丈町ホームページ（<http://www.town.hachijo.tokyo.jp>）をご覧ください

東京都 都営交通無料乗車券のご案内と更新のお知らせ

東京都内に居住し、次の要件に該当する方に東京都 都営交通無料乗車券を発行しています。

■発行対象者

【A券（通用期間3年）の対象者】	【B券（通用期間1年）の対象者】
①身体障害者 身体障害者手帳の交付を受けている方	⑤生活保護受給世帯員 生活保護を受けている世帯の世帯主またはその世帯員1人（保護期間が3カ月以上ある方）
②知的障害者 療育手帳（愛の手帳）の交付を受けている方	⑥中国残留邦人等 中国残留邦人支援給付を受けている方またはその配偶者
③戦傷病者 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症～第6項症および第1款症～第5款症に該当する方	⑦児童扶養手当受給世帯員 児童扶養手当の支給を受けている方またはその方と同一生計の方1人
④原爆被爆者 被爆者健康手帳の交付を受けている方で厚生労働大臣の認定を受けた方および健康管理手当の支給を受けている方	⑧被救護者 児童福祉法に規定する児童養護施設または児童自立支援施設に入所している方

※ただし、東京都シルバーパスをお持ちの方には発行されません。

※精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は別の無料乗車券（期限2年）があります。詳しくは福祉健康課まで問い合わせください。

■手続きについて

無料乗車券の更新は、通用期限が切れる月の1日から可能です。新規の方は随時受け付けます。

○申請に必要なもの

①申請書（福祉健康課（1階9番窓口）にあります） ②各種手帳、証明書、決定通知など

②通用期限がくる無料乗車券

※紛失などによる再発行も1度に限り行います。

利用できる交通機関…都電、都バス、都営地下鉄、東京都日暮里・舎人ライナー

※町営バスは利用できません。

■申請・問い合わせ ■ 福祉健康課 障がい福祉係 電話 2 - 5570

島外医療機関通院交通費補助

■問い合わせ ■ 福祉健康課保健係 電話 2 - 5570

平成30年度から島外医療機関通院交通費補助内容が変更になります。

詳しくは別紙、折込み「島外医療機関へ通院される方への交通費一部助成(平成30年度)」をご確認ください。

①**交通費助成額** 14,900円 → 13,790円（アイきっぷ片道料金相当）

②**対象者の追加** 既定の身体・知的・精神の障害者手帳認定者に「自立支援医療受給者証（精神）」を追加します。

③助成回数について

上記②の対象者および医師が島外医療機関に継続的に通院しなければならないと認めた者に対し、年度内最大2回まで助成対象となります。

※平成29年度分（平成29年4月1日～平成30年3月31日までの島外医療機関への受診分）の申請期限は平成30年4月20日（金）までです。期限を過ぎますと申請できませんので忘れずに期限内に手続きをお願いします。

犬の登録・狂犬病予防注射のお知らせ

狂犬病予防法により、犬を飼育する際には、市町村への登録と年1回の予防注射が義務付けられています。八丈町では飼い犬の登録・狂犬病予防注射を次の日程で行います。お近くの会場で忘れずにお済ませください。

●日程

実施日	会 場	時 間
4月12日(木)	小宮山久男商店駐車場	午前 9 時 ～ 10 時
	漁協テングサ倉庫前(護神)	午前 10 時 10 分～ 10 時 30 分
	パパズ・イン駐車場(底土)	午前 10 時 40 分～ 11 時
	漁協神湊倉庫跡(仲屋商店前)	午前 11 時 10 分～ 11 時 30 分
	旧 西見バス停前	午後 1 時 30 分～ 2 時
	東海汽船 八重根待合所前	午後 2 時 15 分～ 2 時 40 分
4月13日(金)	大賀郷公民館駐車場	午前 9 時 ～ 9 時 30 分
	大里バス停前	午前 9 時 40 分～ 10 時
	樫立公民館車庫	午前 10 時 15 分～ 10 時 40 分
	中之郷公民館前	午前 10 時 50 分～ 11 時 10 分
	末吉公民館前	午前 11 時 20 分～ 11 時 40 分
	八丈町保健福祉センター駐車場	午後 2 時 ～ 3 時

●料金

◎予防注射料金	3,650 円
<内訳> ・ 予防注射料	3,100 円
・ 注射済票交付手数料	550 円
◎登録手数料(新規登録する犬のみ)	3,000 円

円滑に受付を行えるよう、できるだけお釣りの無いようにご用意ください。

●予診票について

案内通知とともに予診票を同封しますので必要事項をご記入のうえ、接種当日にお持ちください。

●「鑑札(カンサツ)」と「注射済票(チュウシャスミヒョウ)」

飼い犬の登録を行ったときには「鑑札」を、注射を済ませたときには「注射済票」を交付しています。「鑑札」は登録時の一生に一回、「注射済票」は毎年の注射の度に交付しますので、両方とも必ず飼い犬につけてください。万が一、迷子になったときの迷子札の役割を果たします。なお、紛失した場合には再交付ができますが手数料がかかります。

●留意事項

- ・ 登録および注射を受ける犬は、生後 91 日以上の子犬です。
- ・ 注射を受けさせる日には犬を清潔にし、会場へは犬をおさえられる方が連れてきてください。
- ・ 実施日に来られない方は、後日、八丈動物病院にて接種を行ってください。
- ・ 新たに飼いはじめた犬、島外から転入してきた犬は、町への登録および登録の変更届が必要です。福祉健康課保健係まで問い合わせください。
- ・ 飼い犬の登録や狂犬病予防注射を行わない、飼い犬に「鑑札」「注射済票」をつけていない場合、狂犬病予防法により 20 万円以下の罰金を科されることがあります

■問い合わせ■ 福祉健康課保健係 電話 2 - 5570

教育委員会だより

■問い合わせ■ 教育課庶務係 電話2-7071

今月の学校行事

■各小・中学校 始業式	6日(金)
■各小学校 入学式	6日(金)
■各中学校 入学式	9日(月)
■各中学校 修学旅行	
富士中学校	19日(木)～23日(月)
大賀郷中学校	25日(水)～29日(日)
三原中学校	22日(日)～26日(木)
大賀郷中学校 職場体験	25日(水)～27日(金)



小中一貫教育がスタートします

八丈町では、大きく変化してきている社会情勢に柔軟に対応できるようにするために、義務教育期間の小中学校9年間で「自分の力でたくましく生き抜く子」の育成を目指して、小中一貫教育を始めます。具体的には、

- 自ら考え、判断して行動し、目標に向かって粘り強く取り組む子ども
- 他者と関わる中で、積極的にコミュニケーションをとり、自分の考えや気持ちを表現することを通して、温かい人間関係を築くことが出来る子ども

を育てることを目標に進めます。

そのために、各地区の小中学校では9年間の学習カリキュラムなどを編成して、小中学校の先生方が協力し合っ

て一貫した教育活動を行います。

また、学校の通称名は次のように変わります。(学校の正式名称は変わりません)

＜三根地区＞	三根学園三根小学校	三根学園富士中学校
＜大賀郷地区＞	大賀郷学園大賀郷小学校	大賀郷学園大賀郷中学校
＜坂上地区＞	三原学園三原小学校	三原学園三原中学校

入学式、卒業式や各種行事等は学園名の表示となりますので、よろしくお願いします。

学校敷地内禁煙について

近年、受動喫煙による健康への悪影響が問題となっており、東京オリンピック・パラリンピック大会を健康増進の取組の契機として、国や都において法整備が進められています。

これらの情勢を踏まえ、八丈町立小中学校の敷地内禁煙を4月1日より実施します。

学校休業日や時間帯に関係なく、各種学校行事や施設利用時についても敷地内禁煙となりますので、ご協力をお願いします。

■八丈町教育相談室	電話2-0591 毎週火・金曜日	午前8時30分～午後5時
■東京都教育相談センター	電話03-3360-8008	平日 午前9時～午後9時 土・日・祝日 午前9時～午後5時
■東京いじめ相談ホットライン	電話0120-53-8288 (24時間)	
■東京いのちの電話	電話03-3264-4343 (24時間)	

島外生徒受入ホストファミリー募集

事業概要：

八丈町では、東京都立八丈高等学校に島外からの生徒を受け入れるためのホームステイ制度を実施しています。ホームステイ(居室、食事(3食))の受入ができる方を募集します。

※費用など詳細は問い合わせください。

募集期間：平成30年11月30日(金)まで

■問い合わせ■ 教育課生涯学習係 電話2-7071

図書館からのお知らせ

●「第2次八丈町子ども読書活動推進計画」が完成しました。

八丈町では、子どもが自主的に読書し、また、健やかに成長できるように「第2次八丈町子ども読書活動推進計画」を策定しました。読書をとおして子どもの人生がより豊かなものになるよう活動を進めるための計画です。ダイジェスト版を折り込みました。ぜひご覧ください。



●図書館を利用するには

図書館で本やDVDなどを借りる時は、「図書貸出カード」が必要です。図書館カウンターで「図書貸出カード交付申込書」に必要事項を記入することで、すぐに発行できます。なお、申込手続きの際はご本人の確認ができるもの（免許証や保険証など）が必要です。（小さなお子さんの場合も確認しています）

●図書貸出カードの更新手続き

すでに図書貸出カードを作られた方も、3年ごとに更新の手続きが必要です。住所や電話番号など変更がないか確認しています。更新時期を迎えた方には貸出の時などに声をおかけします。

変更があった場合は図書館カウンターで変更届を記入し、確認ができるものと一緒にお出しください。図書貸出カードはそのままお使いいただけます。

●坂上各出張所でも返せます。

檜立・中之郷・末吉出張所で本、雑誌、DVDなどが返せます。各出張所の業務時間中、所内の返却箱に入れてください。出張所で返された本・DVDなどは、返却手続きが完了するまでに数日かかることがあります。

返せるもの：八丈町立図書館の本・雑誌・紙芝居・DVD

ほかの図書館から借りた本は、今までどおり
図書館のカウンターに直接お返しください。

このバーコードが貼ってあるもの



●今月のおはなし会 14日（土）午前10時～11時 こどものほんのへや

読み聞かせ：結の会（都合により変更する場合があります）

絵本の読み聞かせや工作遊びを行います。みんなでおじゃりやれ♪

●今月の新着図書から。

『長く高い壁』浅田次郎 著

『洞窟の疑問30』日本洞窟学会 監修

『レインボールームのエマ』戸森しるこ 作

『ばすくんのともだち』なかや みわ え

まだまだたくさんあります。ぜひ図書館のホームページ〈新着案内〉をご覧ください。

●休館日 毎週月曜日・27日（金・館内整理日）・29日（日・昭和の日）

●開館時間 午前9時30分～午後5時

*** 返却期限を過ぎてはいませんか？ お手元の本、雑誌、DVDなどの返却日をご確認ください！ ***

■申し込み・問い合わせ■ 教育課生涯学習係 電話2-0797

第二東京弁護士会による無料法律相談 平成30年度上半期日程

相談実施日 各月第4金曜日 午前10時～正午 ※完全予約制で、1人あたり20分程度

4月27日、5月25日、6月22日、7月27日、8月24日、9月28日

相談料金 無料 ※通話料はかかります。

予約手順 ①相談日の前日午後3時までに電話申込。以降の手続きをご案内します。

第二東京弁護士会法律相談センター 予約受付電話：03-3592-1855 FAX：03-3581-3337

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時15分

②予約日時になりましたら電話をして、弁護士と相談をしてください。

相談受付電話番号：03-3581-2407

■問い合わせ■ 第2東京弁護士会法律相談課 担当：大竹 電話 03-3592-1855

4月東京法務局 特設登記所開設

東京法務局では、職員派遣による特設登記所を開設し、不動産や商業・法人の登記申請に関する相談、相続や抵当権に関する相談、その他の登記相談、各種申請書および証明請求書の受付を実施します。特設登記所へ相談などでお越しの際は、お手持ちの資料をご用意ください。届出や申請などの際は、事前に法務局へ電話相談し、必要書類を確認されることをお勧めします。

日時：17日（火）午後2時30分～5時

18日（水）午前9時～正午、午後1時～4時30分

19日（木）午前9時～正午

場所：八丈町役場 1階相談室1・2

※登記相談の受付は、終了時間の30分前までです。

■問い合わせ■ 東京法務局不動産登記部門 03-5213-1330（不動産）
法人登記部門 03-5213-1337（商業・法人）

「表示登記の日」無料相談

相談内容 土地建物の調査測量、境界問題および不動産の表示登記の相談

相談日時 4月6日（金）午前10時～午後3時まで

相談場所 斎藤土地家屋調査士事務所 大賀郷7957番地 電話2-2185

相談担当 東京土地家屋調査士会七島支部 斎藤 孝道

後援 東京法務局

■問い合わせ■ 建設課管財係 電話2-1124

電話で弁護士に相談できる

「島しょ法律相談」（電話相談）のご案内

相談は無料です。ご相談者のプライバシーは固く守られていますので、安心してご相談ください。

相談日・時間 月・水・金曜日 午後1時～4時（祝日・年末年始の閉庁日を除く）

※相談時間中は、直接、電話でご相談いただけますが、相談中の場合もございますので、事前にご予約いただくと確実です。

事前予約 月～金曜日 午前9時～午後5時（祝日・年末年始の閉庁日を除く）

■相談・予約・問い合わせ■ 東京都生活文化局広報広聴部都民の声課 電話03-5388-2245

平成30年度 上半期 島しょ法律相談日 カレンダー

平成30年

4月			5月			6月			7月			8月			9月		
月	水	金	月	水	金	月	水	金	月	水	金	月	水	金	月	水	金
2	4	6		2				1	2	4	6		1	3	3	5	7
9	11	13	7	9	11	4	6	8	9	11	13	6	8	10	10	12	14
16	18	20	14	16	18	11	13	15		18	20	13	15	17		19	21
23	25	27	21	23	25	18	20	22	23	25	27	20	22	24		26	28
			28	30		25	27	29	30			27	29	31			

※斜線の日程（祝日・年末年始）は、相談はお休みです。

「島しょ法律相談」は下半期（10月～3月）にも実施します。

観光 おじゃれ11万人

■問い合わせ■ 産業観光課観光商工係 電話 2-1125

行事
予定

4 月

フリーズ・インフィオラータ

町役場庁舎

7 日（土）～8 日（日）

島めしフェスタ

来島者数・観光客数推計

	空 路		海 路		合 計		観光客（推計）		前年比
	29 年度	28 年度	29 年度	28 年度	29 年度	28 年度	29 年度	28 年度	
4 月	7,341	6,844	1,981	1,389	9,322	8,233	6,446	5,693	13.2%
5 月	8,278	6,970	2,904	1,769	11,182	8,739	10,680	8,347	28.0%
6 月	5,752	5,287	1,339	1,400	7,091	6,687	5,360	5,055	6.0%
7 月	8,758	9,030	3,524	2,664	12,282	11,694	9,538	9,081	5.0%
8 月	12,835	11,869	5,647	3,987	18,482	15,856	15,664	13,421	16.6%
9 月	8,308	8,324	2,091	2,393	10,399	10,717	8,668	8,933	-3.0%
10 月	7,445	7,785	1,083	1,387	8,528	9,172	5,633	6,058	-7.0%
11 月	9,083	7,021	1,594	1,338	10,677	8,359	7,406	5,798	27.7%
12 月	7,164	6,903	1,038	1,010	8,202	7,913	4,857	4,686	3.6%
1 月	6,974	6,473	830	800	7,804	7,273	4,885	4,553	7.3%
2 月	6,642	6,293	671	643	7,313	6,936	3,954	3,750	5.4%
計	88,580	82,799	22,702	18,780	111,282	101,579	83,071	75,375	10.2%

※海路には、にっぽん丸（4/4、5/23、7/22、7/27）、Europa 号（4/14）、ぱしふいっくびいなす（5/26、8/25）、シルバーディスカバラー（6/19）の大型客船寄港分が含まれています。

エダシャク類（森林害虫）駆除のため、農薬散布を行います

毎年5月に大量発生する森林害虫であるエダシャク類（通称・シャクトリ虫）駆除のため、農薬散布を実施します。希望される方は申し込みください。

■散布予定日 5月上旬（天候等により実際の散布日は前後する可能性があります。）

■散布地 現況が森林の土地※市街地付近には散布しません。

※隣接地に畑がある場合には散布しません。

■散布する薬剤 エスマルクDF（自然界に広く存在している細菌の殺虫力を利用した農薬の一種であり、人や動植物への影響が極めて少ないものです。

■料金 無料 ■申込窓口 産業観光課産業係または各出張所

■申請期間 4月3日（火）～20日（金）

申請には諸条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ ■ 産業観光課産業係 電話 2-1125

ひょんは一もちつき・いにしへの雑炊祭り

えこあぐりまーとにて、上記のイベントを開催します。皆様お誘い合わせの上、ご来場ください。

■日 時 4月21日（土）

■場 所 えこあぐりまーと

■内 容 もちつき・雑炊販売（なくなり次第終了）

■問い合わせ ■ えこあぐりまーと 電話 7-1808（営業時間 午前10時～午後4時）

八丈町放課後子どもプラン がじゅまる広場・とびっこクラブ 指導員募集中！！

指導員不足により、事業の運営維持が大変厳しい状況にあります。

運営を維持するためには、地域・保護者の皆さんのご協力が必要です。



月に1回2時間程度でも構いません！午後4時までの勤務でも大歓迎です！ご協力いただける方を募集しています。（※特に三根小学校の指導員が大変不足しています。勤務いただける方、お待ちしております！）

対象者 体力に自信があり、子どもが好きで、町内に住所を有する方（高校生についてはご相談ください）

業務内容 八丈町放課後子どもプラン（がじゅまる広場・とびっこクラブ（学童））に参加する小学生児童への安全管理、指導など

※参加する児童は、八丈町で保険に加入しており、大きな怪我などの対応は町で行います。

勤務場所 各小学校

勤務時間（シフト制） 放課後（おおよそ午後2時、場合によって午後0時30分）から6時30分（日祝除く）（長期休暇（夏休みなど）や、土曜日は午前8時からの勤務もあります）

応募方法 八丈町の指定する履歴書に写真を貼付のうえ必要事項を記入し、福祉健康課厚生係または教育課生涯学習係まで持参してください。

時 給 **1,050円** ※保育士、幼稚園教諭、教員免許等保持者は賃金単価優遇。履歴書に記入のこと

※採用方法、注意事項、詳しい事業内容、履歴書様式などは問い合わせいただくか、八丈町ホームページをご覧ください（※「八丈町放課後子どもプラン」で検索）。

○子ども達の元気な様子は見てみたいけれども、いきなり指導員は・・・など迷っている方へ

がじゅまる広場ではボランティアの方の募集もしています。一部の業務のお手伝いだけでも大歓迎です。

興味のある方はぜひご連絡ください！募集要項はホームページにも掲載しています。

■問い合わせ■ 教育課生涯学習係 電話 2-7071

八丈町英会話教室 生徒募集！！

～楽しく英語を覚えよう！～

●**受講資格** 小学生以上（八丈町在住の方）

●**クラス** 時間・曜日により、クラスのレベルが異なります。詳しくは問い合わせください。

①小学生クラス …小学生専用のクラスです。

②一般クラス …大人向けのクラスです。（中・高校生含む）

③ベビーママクラス …小さなお子さんをお持ちの大人専用のクラスです。

幼児を同伴して受講できます。

●**場 所** 大賀郷公民館（月・火）、三根公民館（水・金）、中之郷公民館（木）

●**申込方法**

①教育課窓口、各出張所にある「申込書」に記入のうえ、提出してください。

②メールアドレスをお持ちでない方は、返信用封筒が別途必要です。

（あて名を記入し、必要分の切手を貼付してください。）

③申込締切後に、授業編成を行い、みなさんに通知します。

●**応募締切** 4月18日（水）

教育課窓口、各出張所で「申込要領」を配布しますので、時間割や実施日などの詳しい情報はこちらをご確認ください。

■問い合わせ■ 教育課生涯学習係 電話 2-7071



町立八丈病院職員募集 ■問い合わせ・申し込み■ 町立八丈病院事務局 電話2-1188

～職員募集～

募集職種 看護師 若干名 助産師 1名
薬剤師 1名

対象者 資格保有者（調理員は不要）

選考方法 職員採用試験

1次試験 書類選考

2次試験（1次試験通過者のみ）口述試験（面接）

提出書類

- ①履歴書（町指定のもの・自筆）
- ②写真（上半身脱帽正面向3cm×3cm・履歴書に貼ること）
- ③資格を証する書類の写し
- ④健康診断書（町指定のもの）
- ⑤エントリーシート（町指定のもの・自筆）
- ⑥書類選考の結果書の送付先を明記し、82円切手を貼った返信用封筒（定形23.5×12cm）

～パート募集～

募集職種 看護助手 看護師（看護師のみ資格が必要です）

対象者 健康状態が良好な方 **選考方法** 面接など **提出書類** 履歴書 **勤務時間** 応相談

※履歴書は八丈町 HP からダウンロードするか、町立八丈病院事務局にてお受け取りください。

町立八丈病院臨時診療日その他、専門外来診療

糖尿病教室 4月27日（金） **耳鼻咽喉科** 日程調整中です。別途防災無線などで周知します。

その他専門外来診療は予約制です。診療科によって予約方法が異なります。

詳しくは問い合わせください。

○その他の専門外来診療

- ・精神神経科 ・整形外科 ・内分泌内科 ・皮膚科 ・糖尿病内科 ・腎臓内科
- ・消化器内科 ・神経内科 ・循環器内科 ・眼科 ・泌尿器科

■問い合わせ■ 町立八丈病院 電話2-1188（平日 午前8時30分～正午）

○4月の航路ダイヤ

【東海汽船】 電話2-1211 **「橋丸」**

三宅島・御蔵島経由 東京竹芝～八丈島

<東京竹芝発 22:30> <八丈島発 9:40>

【東京愛らんどシャトル】 空席状況アドレス（東邦航空ホームページ）

<http://tohoair-tal.jp/>

…詳しくは・東邦航空予約センター 電話2-5222

【ANA】電話 0570-029-222

機体情報 最大乗員数

A320 166人 B738 167人

便名	羽田発	八丈島着	機種
1891	7:30	8:25	A320
1893	12:20	13:15	B738
1895	15:55	16:45	A320

便名	八丈島発	羽田着	機種
1892	9:00	9:55	A320
1894	14:00	14:55	B738
1896	17:20	18:20	A320

※一部の期間で機種の変更がございます。

区 間	期 間	普通運賃	往復割引（片道）
羽田＝八丈島	4/1～4/30	22,390	15,190

※「八丈島アイきっぷ」利用の場合は13,790円（片道）

※運航事業者の都合により、急な時刻変更などありますので、ご注意ください。

町へのご意見など

八丈町へのご意見などがありましたらお寄せください。電話、郵送、FAX、電子メールいずれの方法でも構いません。ただし、氏名・住所・ご連絡先の記載のないものについては回答をいたしかねますのでご了承ください。

■問い合わせ■ 〒100-1498 東京都八丈島八丈町大賀郷 2551-2 八丈町企画財政課企画情報係
電話2-1120 FAX:2-4824 メール:ha130@town.hachijo.tokyo.jp

SCHEDULE 2018 4月

三根公民館 大賀郷公民館 樫立公民館 中之郷公民館 末吉公民館 八丈町保健福祉センター 町立八丈病院 多目的ホール「おじゃれ」

日	月	火	水	木	金	土
1	2 コミュニティセンター休館日 図書館休館日	3 老人クラブ定例会 末 10:00~12:00	4	5	6 老人クラブ定例会 樫 10:00~12:00	7 フリーアインフィオータ
~ 4/8 第52回八丈島フリージアまつり						
8 フリーアインフィオータ	9 コミュニティセンター休館日 図書館休館日	10 3歳児健診 保福 13:15~13:45 受付 こども心理相談 保福 9:00~16:00	11	12	13	14 図書館おはなし会 10:00~11:00 し尿収集運搬休業日
15 し尿収集運搬休業日	16 老人クラブ定例会(三根) 大 10:00~12:00 すくすく相談 保福 9:00~11:00 コミュニティセンター休館日 図書館休館日	17 3~4ヶ月児産婦健診 保福 13:15~13:45 受付	18 4歳児歯科健診 保福 9:15~10:00 受付	19 老人クラブ定例会 中 10:00~12:00	20	21
22 し尿収集運搬休業日	23 コミュニティセンター休館日 図書館休館日	24 もぐもぐ離乳食 保福 10:00~11:30	25	26	27 図書館休館日	28 し尿収集運搬休業日
29 図書館休館日 し尿収集運搬休業日	30 図書館休館日 し尿収集運搬休業日					

町役場開庁日

平日 8:30 ~ 17:15

温泉休業日

※定休日が祝日の場合は営業します。

町立八丈病院 臨時診療日

受付時間 / 8:00 ~ 11:00
※初めて町立病院にかかる方は
8:30 から受付。

	診療日	診療時間
糖尿病教室	4月27日(金)	8:30 ~
耳鼻咽喉科	日程調整中です。別途防災無線などで周知します。	9:00

※その他の専門外来診療は予約制のためご相談ください。
飛行機欠航の場合、休診となることがあります。
予約: 院内予約係窓口、または電話(2-1188 平日 8:30~正午)

	休業日
ふれあいの湯	2日 9日 16日 23日 毎週月曜日
みはらしの湯	3日 10日 17日 24日 毎週火曜日
ザ・BOON	4日 11日 18日 25日 毎週水曜日
やすらぎの湯	5日 12日 19日 26日 毎週木曜日

4月のゴミ分別回収

燃…燃やせるごみ びん…空きびん 資源…資源ごみ 害…有害ごみ 金属…金属ごみ 古着…古着

日	月	火	水	木	金	土
1	2 金属	3 燃・害	4 資源 古着	5	6 燃・害	7
8	9 金属	10 燃・害	11 資源	12 びん	13 燃・害	14
15	16 金属	17 燃・害	18 資源	19	20 燃・害	21
22	23 金属	24 燃・害	25 資源	26	27 燃・害	28
29	30 金属					

日	月	火	水	木	金	土
1	2 燃・害	3 資源 古着	4	5 燃・害	6 金属	7
8	9 燃・害	10 資源	11	12 燃・害	13 金属	14
15	16 燃・害	17 資源	18	19 燃・害 びん	20 金属	21
22	23 燃・害	24 資源	25	26 燃・害	27 金属	28
29	30 燃・害					

日	月	火	水	木	金	土
1	2 燃・害	3	4 資源 古着	5 燃・害	6 金属	7
8	9 燃・害	10	11 資源	12 燃・害	13 金属	14
15	16 燃・害	17	18 資源	19 燃・害 びん	20 金属	21
22	23 燃・害	24	25 資源	26 燃・害	27 金属	28
29	30 燃・害					

※第3土曜日は施設点検の為、クリーンセンターのごみ受付業務を停止します。

八丈町役場 出張所 / 三根: 2-0349 樫立: 7-0003 中之郷: 7-0002 末吉: 8-1003

70%再生紙を使用しています